社会福祉法人羽生市社会福祉協議会

役員等の費用弁償並びに報酬に関する規程

令和2年8月28日 規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽生市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)定款第23条の規定に基づき、役員等の費用弁償及び報酬の額並びにその支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

- 第2条 前条に規定する役員等とは次にかかげる者をいう。
 - 一 理事
 - 二 監事
 - 三 評議員
 - 四 評議員選任 · 解任委員
 - 五 支部長
 - 六 心配ごと相談員
 - 七 苦情処理第三者委員
 - 八 法人後見運営委員
 - 九 その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。ただし、羽生市職員が別表に掲げる役員等を 兼ねるときは、その兼ねる役員等として受けるべき報酬は支給しないことができる。 (費用弁償)

- 第4条 役員等が職務のため市外に旅行するときは、羽生市の職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第35号)に準じて費用を弁償する。
- 2 役員等が、職務のため市内に旅行するとき、または協議会の開催する会議に出席すると きの費用弁償の額は、1日につき1,500円とする。
- 3 羽生市外に居住する役員等が旅行する場合にあっては、第1項又は第2項による額の高いほうを支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人羽生市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程(平成9年規程)は、 廃止する。

附 則 (平成29年3月21日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月28日)

この規程は、公布の日から施行する。

別 表

役 職 名	区分	報酬の額	旅費の額
理事	日額	0円	一般職の職員に支給 する旅費相当額(職 員の旅費に関する条 例第13条第2項の 規定を除く)
監事	日額	0円	
評議員	日額	0円	
評議員選任・解任委員	日額	0円	
支部長	日額	3,500円	
心配ごと相談員	日額	2,500円	
苦情処理第三者委員	日額	2,500円	
法人後見運営委員	日額	会長4,000円 委員3,500円	
その他会長が必要と認めた者		その都度会長が 定める額	